



# 安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号

〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号

TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号

〒818-0072 丸明ビル106号

TEL&FAX092-921-2130

久留米出張所 久留米市城南町16番5号

〒830-0022 二宮ビル103号

TEL&FAX0942-27-6122



Fukuoka

kurume

Kumamoto

住みなれた街でずっと暮らすために

目次	理事長 巻頭言	2頁	相談・学びコーナー	8頁
	広場に寄せて	3頁	会員・支援者の広場	9頁
	第19回通常総会の開催	4頁	新会員獲得&告知板	11頁
	トピックス	8頁	寄付者紹介	11頁
	プロジェクト関連	8頁	事件処理表	12頁

利用し易く・親しみ易い成年後見制度に向けて！

## 民法の成年後見法制の改正が不可欠

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



波のコロナ

禍も沈静化に向かった時期

で、最大の行事は「久留米地

区市民後見人育成研修」を

無事終了して、その履修者を

中心として「市民後見NPO

」を立ち上げることでし

た。この研修も予定通り順調

に進み、昨年十二月九日に

は、無事閉講式を迎え、市民

後見人候補三五名を誕生さ

せることができました。そし

て、本年一月七日には、早く

も初回の「市民後見NPO

設立準備会」の開催にこぎつ

けました。以後精力的に協議

を行い、三月十二日には同準

備会を設立発起人会に切り

替えて、設立総会に提案する

案件をすべて全員一致で可

決承認し、四月九日には、二

九名の参加者を得て、設立総

会を開催、「設立趣意書」「定

款」「活動計画書・活動予

算書」の可決承認及び「役員

選任」を行って、後は、県に対

する設立認証申請と法務局

に対する設立登記を残すま

でとなりました。

これも、設立に携わった関

係者は勿論のこと、当法人の

役員・会員の皆さんが心を

合わせて、ご支援・ご協力を

いただいた結果であります

から、心から敬意と謝意を

申し上げます。

二、さて、皆さんもご承知の

通り、利用低迷の現状を何

とか打開しようと、平成二八

年成年後見制度利用促進法

ができたわけですが、その基

本計画では、利用低迷の原因

は、「意思決定支援や身上保

護等の福祉的視点に乏しい

運用がなされてきたことに

起因している。」として、その

改善を図る必要性が指摘さ

れています。

しかし、福祉に乏しい運用

の改善だけで、成年後見制度



なるかといえは、それは絶対

無理です。成年後見法制を見

直して、民法改正まで行うこ

とが不可避だからです。

そこで、令和四年三月に閣

議決定された第二期基本計

画では、民法の改正を含めて

制度見直しが織り込まれま

した。現在改正対象になっ

ている課題は、①利用者が必要

な範囲、期間だけ制度利用

ができるようにすること、②

補助、保佐、成年後見の三類

型の一元化、③後見人の円滑

な交代を可能にすること、④

報酬基準の明確化や負担の

軽減を図ること等です。

三、それに、もう一つ、強力に

民法改正を迫るのが障害者

権利条約がらみです。同条約

第二条（法律の前に等しく

認められる権利）に関する障

害者権利委員会の審査に対

し、日本政府は我が国の立場

を回答していますが、同委員

会の総括所見として、四年十  
月に次のような厳しい勧告  
を受けました。

(a) 意思決定を代行する制度  
を廃止する観点から、全ての  
差別的な法規定及び政策を  
廃止し、全ての障害者が、法  
律の前に等しく認められる権  
利を保障するために民法を  
改正すること。  
(b) ・ ・ ・ 全ての障害者の自律、  
意思及び嗜好を尊重する支  
援を受けて意思決定をする  
仕組みを設置すること。

この勧告は、日本政府が勧  
告に従うまで継続される見  
込みなので、我が国の代理・  
代行制度は、基本的に廃止  
され、成年後見や保佐の類型  
は姿を消すことになると思  
います。

四、現在任意後見制度の利  
用率は、法定後見に比べ、大  
変低いのですが、ここにきて、  
にわかに注目を集めていま  
す。なぜなら、任意後見制度  
は、自己決定権の尊重の理念  
に基づいた制度ですから、法  
定後見のように存続が危ぶ  
まれることは無いからです。  
近頃は任意後見のフォーラ  
ムが盛んになり、成年後見を  
牽引した学者にも、任意後見

最優先の論調が見られるよ  
うになりました。

当法人は、幸い平成二七  
年から受任体制の基軸を法  
定後見から任意後見移行型  
に移行して、諸々の改善を図  
り、委任者の意思・嗜好を  
尊重して、契約条文作りを  
行っています。それで、代理・  
代行制度の廃止・縮小の影  
響は、最小限に止まるものと  
考えています。

五、現在の民法の成年後見  
法制は、財産管理を中心にし  
ています。これに対し、当法人  
の活動指針は、福祉、すなわ  
ち個人の尊厳と自立の支援  
であります。そのため、両者  
における身上保護、すなわち  
生命(医療)、身体(介護)、生  
活に関する支援の考え方には  
は、相当の距離感が感じられ  
ます。

この度の民法改正では、こ  
の医療、介護、生活に関する  
意思決定支援の課題をどの  
ように取り扱うか、最大の関  
心事です。現在の少子・高齢  
化、無縁社会で生活する圧  
倒的多数の地域住民が求  
めるニーズは、意思決定支援  
による身上保護重視の後見  
です。このような住民の強い  
ニーズに対応して、同制度の  
活性化を図るためには、しつ

かりと福祉の理念を成年後見制度の礎として民法の中で規範化する必要があると考えます。この度の民法改正は、民法の中に福祉の理念を規範化する絶好の機会なので、是非とも、その実現を図りたいものです。

以上

### 広場に寄せて

### 地域における市民後見人の役割に期待

筑紫女学園大学  
教授 山崎安則



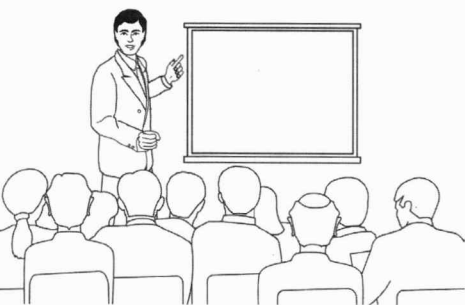
私が市民後見人養成に携わって十年近く

なりますが、どの会場も参加者の意欲や熱意を感じながら講師を務めさせていたでています。私が担当するテーマは、どこの会場でも「地域における市民後見人の役割」です。そこには、「同じ地域住民の立場だからこそ」という視点が、専門職にはない「市民後見人らしさ」であり、こうした市民後見人の関

わりが支援を必要とする人たちに寄り添った、「自己実現」に向けた支援につながっていることの大切さを伝えていきます。現在、地域には、こうした視点や価値観で活動しているボランティアとして民生委員や福祉委員（福祉推進委員）がいます。それぞれに歴史と所属の違いがありますが、これからの地域共生社会の実現に向けては、支援を必要とする人たちと同じ地域住民の立場だからこそ見ることのできる「その人らしさ」を尊重した支援のあり方を、他の担い手との協働・連携の中で築いていくことが期待されています。

いる現役の職員さんでした。参加の目的や動機を尋ねたところ、施設や事業所における法人後見や利用者への人権意識を高めるための学びの機会となりました。現在、二〇二五年を目標に地域包括ケアシステムの構築が進められていく中で、深化・強化の名の下に、児童・障害・生活困窮を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりに動き始めています。今後、複雑化・複合化した地域生活課題の解決には非専門職（インフォーマル）と専門職（フォーマル）との連携・協働はますます重要になり、市民後見人の活躍の場は、地域で暮らす人々にとって身近で重要な役割が期待されているところとす。

さて、講座では、定年後の新たな自己実現・生きがいづくりを目的に参加する人もいれば、民生委員や福祉委員の立場で参加している方もおられ、様々な経験や目的を持つ方々の活動するうえで必要な技術・知識・価値の学び場となっています。中には自分自身や家族のためといった受講生も見受けられます。さらに、最近では若者の参加も多く見かけるようになり、その場で声を掛けてみると、現場で働いて



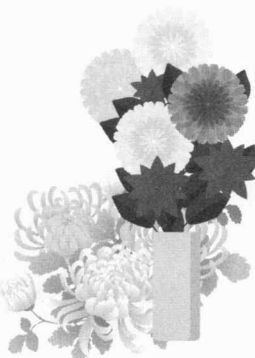
ところで、どこの会場でも講義を終えた後に受講生から呼び止められ質問を受けることがあります。私は、こうした機会が大切だと思っていて、できる限り時間を取って話し合う事にしていきます。大学の講義でも同じことですが、質問されることで、新たな発見につながり、次の講義に活かすことができず、私の講義ではどうぞ遠慮なくご質問ください。

おわりに、いつも講座では事務局職員やスタッフの皆さんのお蔭をもちまして、気持ちよく講義に集中できることを、心から感謝申し上げます。これからもどうぞよろしくお願いします。

(注) 山崎先生には、当法人が平成二八年に実施した第四回市民後見人育成研修、令和四年に実施した第五回市民育成研修及び同年に実施した久留米地区研修でも講師を引き受けていただき、受講生から高い評価を受けておられることに対し、心から敬意を表し、謝意を申し上げます。

安心サポートネット  
の最大の支援者  
に思いを馳せる！

理事長 森山彰



長い間当法人の発展を強力に支援していただいた小池信行弁護士が、令和四年十二月二二日肺機能不全のため天国に旅立たれました。誠に心痛の極みです。

小池弁護士からは、安心の広場十号の「広場に寄せて」に貴重な原稿を投稿していただいたのを手始めに、当法人の「十五周年記念誌」の冒頭を飾る論説として「地域後見を実現する任意後見」を寄稿していただきました。その中で、当法人の活動や理念に深く賛同されて、高い評価をいただき、力強いエールと励ましをいただいたことが強く印象に残っています。ところで、小生は、平成二十年代の前半「地域後見」や



「身上保護重視の後見」の理念を提唱するに当たって、後見事務の範囲を「法律行為及びそれに付随する行為に限定する」通説とは真逆の、「後見事務には法律行為のみならず、事実行為を含む」という解釈論を展開しました。民法の条文からは、このようにしか解釈できなかったからです。しかし、この解釈論が学説上も通用するものか自信がなく、長い間迷い、逡巡した後、小池弁護士に判定してもらおうことを思い付きました。彼は法務省民事局担当の官房審議官として成年後見法制の立法に携わっていたからです。

そこで、小生の成年後見の事務範囲に関する詳細な論稿を送り、判定を仰ぎました。その結果、小池弁護士から「森山さんの考えに全面的に賛同します。」と論拠を添えて返事がありました。この返事で、これまで迷って逡巡していた考えが、自信に変わり、信念となって、身上保護重視の理念の実現に不安なく尽力することができました。それだけでなく、小池弁護士も、身上保護重視の後見の分野で共同戦線を張って

くれました。強力な援軍です。かくして、東京での最も頼れる戦友が姿を見せなくなったことは、誠に残念ですが、彼の分まで頑張らなければ！と決意を新たにしているところです。



### 第十九回 通常総会の開催

令和五年五月二七日午後二時から、福岡市立心身障がい福祉センター（通称「あいあいセンター」福岡市中央区長浜二丁目二番八号）において、正会員九一名（委任状、表決書提出者四九名を含む）が出席のもと、第十九回通常総会が滞りなく開催された。

### 開会時理事長挨拶

三年間もの間、新型コロナウイルスの困難な状況にあつて、業務が滞っていたが、確実に一歩ずつ前進してきたことは、会員の皆さんのご尽力によ

るものであるとともに、ご来賓の皆様、地域住民の皆様の力強いご支援の賜物であり、深く感謝します。

昨年度は、第五回市民後見人育成研修に引き続き、久留米地区で市民後見人育成研修を滞りなく実施することができました。

全国的にみると、成年後見制度は使いにくく改善すべき、との声が上がっており、成年後見制度の根拠法である民法改正作業が着手されています。市民後見NPOとしては、改正民法の中心理念として財産管理だけではなく、個人の尊重と自立の支援という「福祉」についても、根拠づけをしっかりとってもらいたいところです。

成年後見制度利用促進法の第二期基本計画が昨年三月に決定されましたが、その中で、①市民後見人を多く育成し、市民後見人の利用促進を図る、②任意後見の利用促進の二点が優先事項とされています。しかしながら、これらの課題については、当法人は従前から重点的に取り組んで、かなりの成果を挙げてきておりますが、更な

る向上を図りたいと思っております。今後とも皆さんのご支援、ご協力を得て、安心サポートネットの一層の充実・発展を図られるよう尽力していきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

本日は重要な課題をご審議いただきますので、皆さんには忌憚のないご意見を賜り、有意義な総会になるよう祈念します。



### 通常総会審議事項

同総会では、①令和四年度事業報告及び決算諸表、②令和五年度事業計画案及び活動予算案、③令和五年度プロジェクトチームの課題と編成、④定款変更、⑤役員改選、の計五議案が石井議長の議事進行のもと、審議の結果、全議案とも原案どおり全員一致で可決承認された。

### 令和四年度事業の 取り組み成果

#### 一、事業の取り組み

次に掲げる活動指針をキーコンセプトとし、二つの基本理念を標榜し、「安心サポートネットの文化」を育みながら、重点目標を定めて、事業計画を着実に実施してきました。

#### 重点目標

- ① 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大
- ② 人材の育成とその活動支援
- ③ 地域後見、各地域における相談体制の確立

第十九回通常総会風景



活動指針

- (一) 個人の尊厳の保持と自立の支援
- (二) ボランティアを視野に入れた非営利活動
- (三) ネットワークを活用
- (四) 公的サービスを分担

基本理念

- 地域後見の実現
- 身上保護重視の後見

文化

- 第一、市民後見人として自己研鑽・鍛錬
- 第二、支え合いによる地域共生社会の実現
- 第三、ニーズの把握とスピード感による適切な対応

二、任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

(1) 相談事件

昨年に引き続き、特設相談業務を福岡本部では福岡市東区、西区、早良区、糸島地区で実施、宗像地区では、宗像地区研究会が実施、筑紫出張所では、筑紫野市、春

日市で実施、また、久留米地区では、久留米出張所が実施した。今期の処理件数は、筑紫野市以外は総じて低調に推移した。

(2) 一般事件の受託状況

① 第一種事件

四年度は合計三二六件、対前年度比二二二%の伸びを示した。

② 任意後見移行型の受託状況

四年度は福岡本部五件、筑紫出張所七件、久留米出張所二件、計一四件であった。③ 第二種事件（後見人等受任）

四年度末までの受任数は、二六九人、その内、本人死亡等による終了者数は一九五人である。したがって、今年度の後見人等就任数は七四人であり、この数年八〇人前後で推移している。

(3) 任意後見移行型システムとしての理解促進と活用

任意後見移行型は、身上保護重視・意思決定支援の観点から、後見委任契約と任意後見契約を連携した移行型システムであり、最大限自己決定権の尊重の理念

に沿うよう考案されたものである。

①「図解説明図面」、「契約締結資料」の説明により委任者の理解と利用促進が図られ、相応の効果を上げている。

②啓発・宣伝は、「安心の広場」、「広報リーフレット」、「ホームページ」などを活用している。

③ 障害者後見基金創設

(4) 安心サポートネット基金の充実と活用

安心サポートネットの今期の大きな支出は、久留米地区市民後見人育成研修とその関連経費である。その他では、「任意後見移行型委任者と当法人との懇談会と後見報酬補填経費としての支出である。

(5) 事業収入

四年度の事業収入は、一七二九万七〇九五円であり、昨年度の収入と横ばいで推移した。

三、人材の育成

各種研修の充実、プロジェクトチームの活動の活性化などに取り組む必要がある。

今期は、久留米地区市民後見人育成研修に加えて、一

部寄り

添いの職場研修を実施できた。

(1) 後見人実務研究会

原則

毎月一

回の割合で開催、今期は第五回市民後見人育成研修のフォローアップ研修を兼ねて、「システム指針」を教材として対話方式の研修を行い、会員の「後見マインド」の向上に努めた。

(2) プロジェクトチームの活動

① 本部拠点チーム

「障害者後見研」、「任意後見研」、「初心者後見人支援の会」、「業務のデジタル推進研」、「例規改正検討部会」において、課題の解決に取り組んだ。

② 地域拠点チーム

筑紫野市研、宗像地区研において、相応の活動を行い、成果を挙げた。

(3) 会員の増強と組織の充実  
第五回市民後見人育成研



修の実施は、会員と組織の増強に効果的であった。

(4) 安心サポートネットの文化の醸成と定着

地域住民のニーズに応え、地域の信頼を保持するためには、あらゆる場面で会員の会話の中で、「安心サポートネットの文化」が語られる必要がある。

四、「地域後見」の推進

(1) 市民後見人育成研修・NPO設立総会の実施

「久留米地区市民後見人育成研修」を実施後、市民後見NPO設立準備会にて協議を重ね、四月九日設立総会を開催し、県に対するNPO認証申請を行なった。

(2) 市民後見NPOとの連携・協調

市民後見人を育成し、その活動を支援するためには、市民後見NPOとの連携が不可欠であるため、相互に広報誌の配布や情報交換を行ってきた。特記事項として、さわやか福祉財団主催の「いきがい・助け合いサミットin東京」に出席、NPO法人の設立支援強化の必要性等を訴えた。

(3)地域における行政との協働

筑紫野市から①相談業務、②筑紫野市研の運営を受託、また糸島市社協から研修三日間の講師派遣を受託し実施した。

(4)「安心サポートネット・グループ」の運用

①「安心サポートネット熊本」への支援

これまでと同様、当法人の後見実務研や任意後見研の参加等を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行ってきた。

②「安心サポート生活」への支援

当法人が受託している死後事務や生活支援事務の一部を必要に応じ再委託により支援を行ってきた結果、今期は全体で二百万円を超える規模の委託を行うことができた。

本年度の「プロジェクトチーム」

プロジェクトチームは、本法人の直面する課題について、調査・研究を行い、自己

の能力向上を図るとともに、相応の成果を得るための活動をを行うものです。令和五年度に編成するチームは次のとおりです。

◎「障害者後見研究会」

障害者支援団体との連携を推進しつつ、次の課題と特質を整理し、実践する。

チームリーダー 高原勝利  
サブリーダー 原田隆行  
田中正孝

(1)障がい者後見等の事例報告書の収集・充実を図り、障がい者後見等のノウハウの習得を促進する。

(2)障がい者「親なきあと相談員」を募集し、研修を実施して、「親なきあと」相談会や親の準備に関する説明会を開催する。

(3)障害者支援基金制度の有効利用のため、①「親なきあと相談員制度」②「職務インターン見習い制度」の実践による実施要領を策定し、並行して障がい者への基金利用の提言に努力する。

◎「任意後見研究会」

チームリーダー 樋口健児  
サブリーダー 石橋 博

松永 崇、大家廣明



任意後見移行型契約の今

後の課題は、受任体制の実践訓練と人材育成です。そのため、後見委任契約と任意後見契約それぞれにおける職務担当者の職責、図解図面の説明ポイント、及び契約締結資料に基づく説明内容等について現場での実践を重ねながら、全員のレベルアップを図り、受任できる人材を育成していきます。

なお、任意後見委任者等との親睦会は、令和五年度も是非開催したいと考えています。

◎「初心者後見人支援の会」

チームリーダー 豊留 一  
サブリーダー 原田隆行

今年度は、二ヶ月ごとに例会を開催し、次のような内容で支援の会を運営する。

①「後見事務処理日誌及び収支計算書の手引」を使つて、後見事務処理の基礎知識を修得する。

②基本帳票の「後見事務処理日誌」及び「収支計算書」を正確に記載できるようにするための個別指導を行う。

③法定後見の家裁への報酬付与申立て・後見事務報告書の作成指導、任意後見移行型の本人及び任意後見監督人への定期報告書の作成指導を行う。

④業務部が担当している処理案件の中からテーマを選び、具体的な後見事務処理の技能を修得する勉強を行う。

◎「業務のデジタル化推進研究会」

チームリーダー 森山 彰  
サブリーダー 原田隆行

松永 崇

デジタル化へ向けて円滑な移行を図るため、次の事業に取り組みます。

①通達、例規類の見直しと事務処理の不具合の是正

②DX化へ向けて業務フローチャートの作成、分析

③ パソコンで作成した各種申請、後見事務処理日誌、収支計算書等のデータ保存(精度の高度化を図る。)

◎「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しており、現在、筑紫野市、宗像・福津の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会では、それぞれの実情に即し、それぞれの課題に挑戦する。

(1)筑紫野市成年後見制度研究会

チームリーダー 中嶋幸子  
サブリーダー 廣瀬照子

顧問 森山 彰

(2)宗像・福津地区成年後見研究会

チームリーダー 中村憲司  
サブリーダー 與田達雄  
石井喬志



定款変更について

(1) 新会員の入会手続の簡素化

第十九回通常総会で、これまでは、正会員又は賛助会員として入会するためには、入会届及び履歴書を理事長に提出し、理事会の承認・決議が必要でしたが、この度の定款変更により、入会届等を理事長に提出し、その承諾により入会が認められることになり、入会手続の簡素化を図ることになりました。

(2) 本法人が事件を受任したときの報告を追加

これまででは、正会員が事件を受任したときは、所定の様式により事件の概要を理事長に対し、報告することになっていました。この度の定款変更により、本法人が事件を受任することが多くなつたため、本法人の場合にも、正会員と同様に事件の概要を理事長に報告することになりました。

役員改選について

役員改選の選挙結果、次の方々が後任の理事・監事

に選任され、各役員は承諾しました。

【理事長】 森山 彰(公証人 O B)

O B)

【理事】

井芹浩文(NPO安心サポートネット熊本理事長)

理事

大家廣明(社会福祉士)

川上政親(校区まちづくり協議会会長)

協議会会長

迫田登紀子(弁護士)

田中耕太郎(クリニック院長)

豊留 一(業務部長)

中嶋幸子(筑紫野市成年後見制度研究会事務長)

見制度研究会事務長

務長)

中村憲司(西日本工業大学名誉教授)

名誉教授

樋口健児(公証人 O B)

公証人 O B)

【監事】 井上清子(医事研 O B)

岡田節男(民生委員)

大里通代(九州経済産業局 O B)

O B)



理事長あいさつ

役員選任後、役員一同が前列に並び役員を代表して理事

令和4年度 貸借対照表

令和5年4月30日現在(単位:円)

貸借対照表表 with columns for 科目 (科目) and 金額 (金額). Rows include 資産の部 (I), 負債の部 (II), and 正味財産の部 (III).

長が次の通り挨拶しました。「コロナも終息に向かっているので、心機一転、全役員が一致団結して、令和5年度の事業計画の実現は勿論のこ

と、当法人が直面する、重点事項の実現をはじめ、諸課題に諸課題に忍耐強く取り組んでまいります。会員の皆様との絶大なご支援・ご協力を

お願いいたします。」



特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット

(注記) 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は139,270,969円ですが、そのうち129,548,253円は損害賠償準備金と安心サポートネット基金事業と障害者支援基金事業に使用される財産です。したがって、使途が制約されていない正味財産は9,722,716円です。

(単位:円)

Table with 6 columns: 内容 (内容), 期首残高 (期首残高), 当期増加額 (当期増加額), 当期減少額 (当期減少額), 期末残高 (期末残高), 備考 (備考). Rows include 損害賠償準備金, 安心サポートネット基金事業, 障害者支援基金事業, and 合計.



# トピックス

## 安心サポートネット基金 第五回 運営審議会開催される

令和五年三月六日、アークホテル・ロイヤル福岡天神において、安心サポートネット基金規程に基づく第五回運営審議会が開催されました。同審議会は有識者と、当法人の理事により構成され、有識者からは、石橋敏郎熊本県立大学名誉教授、NPO法人成年後見安心サポートネット熊本井芹浩文理事長、NPO法人市民のための後見・サポート井上月子理事長、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会向井公太理事長、それに当法人からは森山理事長、豊留業務部長、樋口理事、生地理事、大冢理事が出席しました。石橋議長の議事進行により審議が行われました。議案第一の令和四年度の安心サポートネット基金の

運用について、理事長から「令和四年度事業計画」に基づいて説明がなされた上で、生地理事(経理担当)が同基金の収支状況を報告しました。議案第二の障害者後見支援基金の運用については、引き続き検討課題ということになりました。

議案第三の市民後見NPOの運営経費補填について、理事長から、久留米地区における市民後見NPO設立に伴う初期の経費について、当基金から補填することとしたい旨の説明をしたところ、出席委員全員の承認を得られました。



**令和五年度  
「後見実務研修会」  
協議問題はシステム  
指針から!**

### 総務部 大家廣明

本年度の後見実務研究会の研修テーマは、昨年度に引き続き、第五回市民後見人育成研修のフォローアップとして実施する方針です。協議問題は、「当法人の後見実務と指導監督システム指針」から出題されます。

講師の森山理事長は、「本研修の目的は、あくまで後見マインドを身に付けること。」、すなわち考える力が身につくと、後見の事務処理中、解決困難な問題にぶつかっても、何とか熟慮して、正しい解決の道筋を見つけていくことができるというわけです。

それに、本研修は、月に一度お互いの情報を入れ、交換し、親睦を図る場でもありませんから、皆さんこそぜひのご参加を期待しています。

## プロジェクト 関連

**「NPO法人成年後見  
安心サポートネット  
久留米」  
設立準備会から設立総会へ**

久留米地区における市民後見NPOを設立するため、令和五年二月七日を皮切りに再三にわたり設立準備会を開催、打ち合わせが行われました。同年三月十二日、久留米シティプラザで開催された準備会を設立世話人会に切り替えて、設立趣意書、定款、役員人事、入会金、会費、事業計画、予算の各案について審議され、「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」という名称で設立することが決定されました。

四月九日、久留米市市民活動サポートセンターにおいて、「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」設立総会風景



の設立総会が出席者二九名のもとに行われ、設立世話人の提案する議題の全部が審議され、出席者全員一致で可決・承認されました。

また、総会終了後、和気あいあいの懇親会が行われ、参加者相互の親睦を深めることができました。今後は福岡県のNPO認証を取得し、基本的な諸規定の整備を整えて、創立総会を迎えることとなります。

## 相談・学びの コーナー

総務部 樋口 健児

**「親なきあと」問題での  
「任意後見制度」利用の一例**

一、知的障害、精神障害などのある子供を持つ親御さんから、自分はまだ六〇歳代で元気であるが、将来、歳を取って子供の面倒を看られなくなつた後が心配である。自分がそうなたときでも、障がいのある子供が心配なく



生活を送れるようにするためには、どのような準備をしていたら良いかという相談を受けることがあります。

この事例は、いわゆる「親なきあと」問題の一つであり、事前の策としては家族の構成や資産状況などによっていくつかの方法が考えられるところですが、親自身の高齢等による今後の生活上の様々な不安についての支援策を講じるとともに、子供の将来の生活も守るといふ二つの問題をクリアーする、そのための方法としては、「任意後見移行型」の利用が有効ではないかと考えます。

二、「任意後見移行型」の一番のメリットは、将来の生活等に不安を感じておられる高齢者の方々が、「後見型委任契約」と「任意後見契約」を一括に結ぶことによつて、「身体能力が低下」したときの生活上の不安は「後見型委任契約」により、「判断能力が低下」したときの生活上の不安は「任意後見契約」により、それぞれ支援を受けることによつて、今後起こり得る「老化や傷病」、更には、判断能力

低下等による「生活上の様々な不安」、これを将来に向けて解消できるという点にあり、まさに「転ばぬ先の杖」の役割を果たすものです。

任意後見移行型は、このように自分自身の「老後の安心設計」として優れた制度ですが、契約内容をちよつと工夫すれば、子供の将来の生活を守る方法の一つとしても活用できます。

Aさんを「委任者」、X法人を「受任者」として、任意後見移行型を結ぶ例で考えてみましょう。なお、以下に述べる内容は一例です。

(1) 委任者Aさんの判断力が不十分になった場合に備えて、Aさん自身に対する身上保護や財産管理についての依頼事項を入れた上で、障がいのある子供さんについての身上保護事項(例えば介護など)についても依頼しておきます。そして、Aさんにとつて気がかりな子供の将来のことについては、契約条項の一つに、「ライフプラン」という項目を設けて、例えば、「私は長男の今後の生活が心配である。ついでには、X法人は

長男がY施設での生活を不都合なく継続できるよう、長男の生存期間中、同人に対し、必要な経費を送金してほしい。」等と委任者の希望、要望等を契約に書いておきます。

(2) その上で、受任者であるX法人が子供さんのために必要な生活費、あるいは介護のために必要な費用をAさんの預貯金から引き下ろしができるようにするために、その旨の代理権を付与すべく、「長男に対する生活費や介護費の補助として、同人の生存期間中、同人に対し毎月末までに月額金〇〇万円の送金をする」とを代理権目録に入れておきます。

三、以上のような契約内容にしておけば、Aさん自身の将来の生活上の不安が少なからず解消されるだけでなく、Aさんが身体的不十分のため子供さんの世話ができなくなつたときは「後見型委任契約」で、また万一、Aさんの判断力が不十分になつたときは、「任意後見契約」で、それぞれX法人がAさんに代わつて子供さんの生活費

や介護費等の支払いを行い、子供さんの生活を支えていくことができますので、Aさんとしては「安心です」。

なお、将来、任意後見契約だけでは子供の支援が難しくなり、法定後見制度の利用が必要というような事態が生じる場合に備えて、X法人が子供を本人とする「法定後見開始等の申立て」ができるように、その旨の事項を代理権目録に入れておくことも一つの方法です。



## 会員・支援者の広場

### 市民後見人・職務担当者としての活動体験を終えて

正会員 提口 千恵子

九二歳の女性をご本人とする成年後見において、前任の職務担当者の方から職務担当を引き継いだのは二〇一六年九月、そのご本人が亡くなつた

のが今年、二〇二三年一月で九八歳の誕生日を迎えられてわずか一ヶ月余り、来年の誕生日を迎えられると、九九歳で白寿を迎えられるのを楽しみにしていました。ご本人は認知症が進んでいて、本人の情報は前任者からの情報しかなく、本人と話しても、二方通行で対話にはなりません。面会に行くと、顔は覚えていたようで、声をかけると笑顔が見られ、安心した記憶が残っています。

安心サポートの真髓である身上保護は、日々の生活が安全で豊かに過ごされるように心がけることであり、面会時に本人の顔色、体調、食事量などの情報収集は多彩で、本人の代弁が出来るように心掛けて活動を行っていました。

ところで、職務担当を受けた時には本人の預貯金がほとんどなく、年金も僅かだったので、もし本人に異変が生じたなら、どのようにしたら良いか全く見当もつかず、大変不安を覚えたことを想い出します。唯安心だったことは、本人がお元気だった頃に、菩提寺に納骨堂を購入さ

れていたことで、その菩提寺に納骨堂の管理費の支払い、住職ともこまめに面談して、もしもの時のための対応などをを行った結果、無事にお見送り出来たことは、後見人として喜びでした。

それに就任二年目の頃、実兄の戦没者弔慰金の知らせが届き、申請するための資料の取り寄せなど役所を何ヶ所もまわり、親族への連絡等、大変な思いをしました。が、数ヶ月後本人の弔慰金が支給された時の嬉しき、満足感は忘れられません。

職務担当をして六年四月、特に想い出に残ることは、①私自身が骨折で入院したときは、知人に施設まで送り迎えをもらって、本人の身上保護に尽力したこと、②亡くなる数ヶ月前は、食事がのどに入らない時など、医務と厨房の担当職員と相談しながら、どのようにして食事を摂取してもらえるか、後見人の立場で厳しい要求をしたこと、③本人が何度も入院を繰り返され、何度も生死の危機に直面し心痛したことです。

思い返せば、こんな長い期間、身内とは違う対応に戸惑いながら職務を完了したことは、貴重な体験となりました。

私は介護福祉士として特別養護老人ホームで職員として勤務しながら、利用者として関わって来ました。今では、職務担当者として職員の立場を忘れて、もつと出来ることがあったのでは、思いが至らなかったのでは、と思っっています。また、逆に職務担当としては、職員が認知症の方に何度も同じ事を繰り返してお世話せざるを得ないという職員の仕事がかかる分だけ、職員の方へ依頼する難しさはありました。

最後に職務担当者として、家族として、介護福祉士として、本人の生活が快適に過ごされることを念頭に職務を遂行したこと、元気な時に施設での秋祭りに一緒に参加してサンマを美味しく食べていたことなど思い出も沢山あります。また、私自身がいつかお世話になることも考え、このような経験を今後の生き方に役立てて行きたい

と思います。



## 「市民後見人」としての私

正会員 神谷 誠

一、「成年後見」という言葉にふれたのは

私は、令和二年十二月より現在特別養護老人ホームに入所されているS子さん（八二歳の成年後見人の職務担当として、本人の身上保護と財産管理を行っています）

今回、原稿の投稿を依頼され、何を書くか考え、私がNPO法人高齢者・障害者安心サポートネットに参加した経緯と、現在、職務担当者として取り組んでいる思いについて、綴るのが良いのではと思い、書くことにしました。まず、後見人という言葉すら知らなかった私が「成年後見」の言葉を目にしたの

は、ある有料老人ホームに勤務した時に、入居の方々にエンディングアンケートを依頼し、「何に不安を感じているか」の問いに対し、入居の方々は、身内に縁遠い方が多いせい、自分の財産管理や亡くなった後のことが心配で、「成年後見制度」について知りたいという記入が多く、その時、初めてその言葉を目にしたわけです。介護保険法と成年後見制度が二〇〇〇年(平成十二年)に施行され、十年程経過した時であったと思います。

その時から、入居者の不安を解消するためには、「成年後見制度を良く理解したい」と強く感じていた時に、たまたま、「第三回市民後見人育成研修」募集の新聞記事を目にし、即刻、申し込みを行いました。平成二年六月から四ヶ月間の研修を第三期生として受講し、異業種の方々との交流や「遺言」、「相続」、「介護」、「後見制度」等、市民後見人の職務を行うための知識を得るため、ほとんどその中身や仲間とのふれ合いには、はまっていったのを

思い出します。

二、職務遂行に当たって

実際に、被後見人をお世話するようになったのは、研修終了後、数年経過した令和二年十二月で、前職務担当者の廣塚氏が突然亡くなられたことにより、森山理事長より、その後任としての職務担当を依頼され、十二月十七日に職務担当者辞令を受けました。早速、入居先の施設に向きS子さんと挨拶をかねて面談を行い、更に、近くに住んで本人を世話していた実妹にも挨拶をしました。

S子さんの身上の概要は、長年単身暮らしで、身内は申立人の高齢の実妹とその娘二人でした。S子さんは路上で倒れた後、脳梗塞で右側麻痺状態になられ、施設では、ほぼ車いす生活であり、その上、ほとんど発言がなく、自分の意思表示は首振りや顔の状況での反応がある程度です。

このようなS子さんの状態の中で、本人の意思を十分に汲み取るにはどうするか？ また、担当者交代によ

る私への信頼を得るには、どうすれば良いかを考え、併せて、施設からは新型コロナウイルス発生による相次ぐ面談拒否があり、本人との対面すらままならぬ現状でした。

その様な中で次のことを心掛けて実施した。

①職務担当者の急な交替により、自分の名前と顔を覚えていただき、自分との信頼(親近感を築くこと)。

そのための方策として、コロナ禍ではあるが、施設利用料を振込でなく、毎月、施設に持参することにより、施設職員との関係づくりをはじめ、出来る限り少しの時間でも本人と面談できるように努めました。

②面談毎にノートに自分の名前と内容を書いて話をすること。

ポイントをゆつくり語りながら話し、本人の表情を少しずつ探るようにして、S子さんの内面の意思を汲み取るように努めました。

③誕生日の前後には、必ず施設を訪問し本人に会うこと。

花束を持参すると、最初はご遠慮されていましたが、

三年位続けると最近笑顔で受け取られるようになりました。受任当初は、私もS子さんも対面で硬さがあつたようですが、最近では、いくらかの微笑みが出てくるようになったことを感じるこの頃です。ただ、自宅の管理状況等を話すと、当初、涙ぐまれたこともあり、あまり触れないように心がけている。

私は、人のお世話をすることが好きな方だと自分では思っていますが、「後見」のお世話は「被後見人」の一生に関わることであり、お世話の重みを感じながら、S子さんの意思を完全に汲み取りは出来ないもの、最近はずいぶん理解できるようになってきた感じがします。今後の課題は、言葉を発しての意思表示をいかに引き出ししていくか、施設の職員と連携しながら促していく、少しでも満足できる人生を送って頂くよう努力することだと考えています。引き続き、より多くS子さんと面談し、対話を重ねることに尽きると改めて感じているところです。

### 新会員獲得

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いいたします。

(令和四年十一月一日～令和五年四月三十日まで)

#### 正会員

今後のご活躍を期待します。

- 畝地 祥治様
- 高橋 伸弥様
- 福留 裕一様
- 松枝 久泰様
- 高瀬 千恵子様
- 平野 征洋様
- 高石 剛様
- 桑原 平磨様
- 西畑 隆博様

#### 賛助会員

ご入会いただきありがとうございます。ございました。

- 門田 津岐枝様
- 高木 雄司様
- 草野 洋子様
- 尾割 泰子様
- 向田 良彦様
- 向田 敬子様

- 平野 金蔵様
- 平野 順子様
- 限上 軍勇様
- 上原 ケイ子様
- 奥園 信子様
- 西川 まち様
- 小西 陽子様
- 川邊 和子様
- 草野 泰子様

### 告知板

#### 寄付者紹介(敬称略)

有難うございました。

ご寄付をいただいたお気持ちを大切に活かしてまいります。(令和四年十一月一日～令和五年四月三十日まで、NPO安心サポート福岡受領分)

- 太宰府市 久保田 武則 一万円
- 福岡市 眞子 二六六円
- 筑紫野市 森山 彰 十万円
- 筑紫野市 田中 昭 一万円
- 糟屋郡 阿部 比呂志 五千元
- 宇美町

札幌市	山本 代富	一万五千元
筑紫野市	青木 賢蔵	一万元
福岡市	永松 肇	一万元
筑紫野市	奥園 信子	三万円
春日市	井上 正昭	二万円
福岡市	山田 隆一	五万円
合計	金 三十二名	三十二万円

## 全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
<http://anshin-net.jp/>  
E-メール:8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp



# 安心サポートネット・グループ事件処理表

令和4年度4月末日現在

	福岡本部受託				筑紫出張所受託				久留米出張所受託				合計		
	本部処理		会員配分		筑紫処理		会員配分		久留米処理		会員配分		既済	未済	計
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済			
第1種	遺産分割協議支援	0	2			6	0			1			7	2	9
	遺言支援	5	1			9	3(2)			1	1		15	5(2)	20(2)
	法定後見開始申立支援	0	2			8	3(3)				0		8	5(3)	13(3)
	任意後見契約の締結支援	5	0			7	2			2	0		14	2	16
	任意後見移行型締結支援	5	0			7	2			2	0		14	2	16
	後見監督人選任申立	0	0				1						0	1	1
	相続・表示等登記	0	0	1	0		1	7	1				8	2	10
	遺言執行者受任	0	38(4)			2	80(13)			1	6		3	124(17)	127(17)
	死後事務処理契約支援	1	42(4)			2	48(2)			1	4		4	94(6)	98(6)
	その他(見守り契約・講演等)	0	0	3		3	1	7	1	1	0		14	2	16
合計	16	85(8)	4	0	44	141(20)	14	2	9	11	0	87	239(28)	326(28)	

※第1種( )書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内数>

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	44(32)		6(5)		73(55)	0	7(6)		5				135(98)	0	135(98)
	法定後見監督人受任													0	0	0
	任意後見人受任	3(3)	65(19)		1(1)	11(7)	55(10)	2(1)		1(1)	1			17(12)	122(30)	139(42)
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0							6(5)	0	6(5)
	後見型委任受任	26(21)	48(11)	1(1)		19(16)	51(9)				2(1)			46(38)	101(21)	147(59)
	その他(財産管理人等)	33(23)		6(4)		18(13)	1	8(2)						65(42)	1	66(42)
合計	107(80)	113(30)	13(10)	1(1)	126(95)	107(19)	17(9)	0	6(1)	3(1)	0	0	269(195)	224(51)	493(246)	

※第2種( )書きは、中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内数>

相談件数	特別相談会		常設相談会		合計		
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	
		58		119		31	208
		19		135		2	156
合計	77		254		33	364	

## 正会員、賛助会員募集のお知らせ!

**賛助会員を募集!**

成年後見人制度の活性化に尽力する当法人をご支援願います。

応募詳細はホームページに記載しています。

<http://anshin-net.jp/>

**正会員を募集!**

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のあるお仕事です。心から歓迎します。

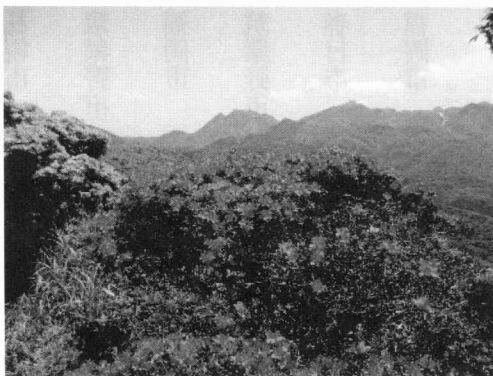
五月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、隔離できる二類相当から季節性インフルエンザと同じ五類になり、普通の生活が戻ってきました。

さて、先日、元サッカー日本代表の岡田武史監督の話聞く機会がありました。その中で、ミッションやビジョンなどフィロソフィーを共通意識に大切にすることをチーム作りは、この団体でも組織でも必要であり、「物の豊かさより心の豊かさ」を大切

編集後記

## サポートネット基金を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!



に「地域共生社会の実現に貢献したい」という話がありました。

このことは、当法人にも通ずることであり、当法人の活動指針である「個人の尊厳と自立の支援」の理念を大切に、会員が活気に満ち、やり甲斐を感じながら、活動していくことが大事です。

今後、このような活動の様子を伝え、当法人の充実・発展の途を記録に残す機関紙として「安心の広場」を編集していきたいと思っています。

編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことを、心から感謝申し上げます。

(松永 記)